

報告第2号

令和6年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和7年9月4日

南部町長 陶山 清孝

令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (赤字比率なし)	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (赤字比率なし)	20.00%	30.00%
③実質公債費比率	8.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	8.2%	350.0%	

(単位:千円)

標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
4,746,785	9,748